

地震被災からの
再スタート費用保険

SBIいきいき少短の

地震の保険

地震被災からの再スタート費用保険

約款

この冊子には、地震被災からの再スタート費用保険「SBIいきいき少短の地震の保険」のご契約に関する重要な事項を記載しています。内容をご確認ください。また、この冊子は保険証券とともに大切に保管していただきますようお願いいたします。

ご契約に際しての大切な事柄(契約概要・注意喚起情報等)は、当社ホームページ(<https://www.i-sedai.com/jishin/pdf/kotogara.pdf>)でいつでも閲覧いただけます。

地震被災からの再スタート費用保険 普通保険約款

目次

- | | | | |
|------|-----------------------------------|------|----------------------------------|
| 第1条 | 用語の定義 | 第35条 | 会社による保険期間中の保険契約の変更または解除 |
| 第2条 | 責任開始日および始期日 | 第36条 | 事故の通知 |
| 第3条 | 始期日の指定に関する特則 | 第37条 | 保険金の請求 |
| 第4条 | 保険期間および保険料払込期間 | 第38条 | 保険金の支払時期 |
| 第5条 | 保険金を支払う場合 | 第39条 | 代位 |
| 第6条 | 保険期間と支払責任の関係 | 第40条 | 時効 |
| 第7条 | 保険金額の調整 | 第41条 | 保険金支払後の保険契約 |
| 第8条 | 保険金を支払わない場合 | 第42条 | 保険契約の更新 |
| 第9条 | 告知義務 | 第43条 | 保険契約を更新するときの保険料その他の契約内容の見直しをする場合 |
| 第10条 | 被保険者のお住まいに関する通知義務等 | 第44条 | 更新案内送付後の更新後契約の条件変更 |
| 第11条 | 保険契約者の住所または通信先に関する通知義務 | 第45条 | 準拠法 |
| 第12条 | 保険契約者の変更 | 第46条 | 管轄裁判所 |
| 第13条 | 保険契約の無効 | 第47条 | 保険料の払込にポイントを利用する場合の特則 |
| 第14条 | 保険契約の消滅または失効 | | |
| 第15条 | 被保険者が死亡した場合の特別取扱 | | |
| 第16条 | 保険契約の取消 | | |
| 第17条 | 保険契約の解約 | | |
| 第18条 | 重大事由による解除 | | |
| 第19条 | 保険契約の解除の効力 | | |
| 第20条 | 保険料払込方法(回数)が月払の保険料の払込 | | |
| 第21条 | 保険料払込方法(回数)が年払の保険料の払込 | | |
| 第22条 | 保険料払込方法(経路) | | |
| 第23条 | 保険料払込方法(経路)の変更 | | |
| 第24条 | 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効 | | |
| 第25条 | 払込期月または猶予期間中に保険事故が発生した場合 | | |
| 第26条 | 保険料払込方法(回数)の変更 | | |
| 第27条 | 保険料の相殺または返還－責任開始日前の事故の場合 | | |
| 第28条 | 保険料の返還または追加保険料の請求－告知・通知事項等の承認等の場合 | | |
| 第29条 | 保険料の返還－保険契約の無効・消滅・失効の場合 | | |
| 第30条 | 保険料の返還－保険契約の取消の場合 | | |
| 第31条 | 保険料の返還－保険金額の調整の場合 | | |
| 第32条 | 保険料の返還－保険契約の解除の場合 | | |
| 第33条 | 保険料の返還－保険契約の解約の場合 | | |
| 第34条 | 未経過保険料 | | |

別表

■この保険の趣旨

この保険は、被保険者または被保険者の親族等が所有し、かつ、被保険者が居住する住宅が地震等による損害を被った場合に、地方自治体が発行するり災証明書の被害認定の区分に応じ保険金を支払うものです。

第1条<用語の定義>

1. この普通保険約款において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
気象庁が発表する震度	気象庁、地方公共団体および独立行政法人防災科学技術研究所が設置する震度計により観測された震度であって、気象庁が発表する地震・火山月報（防災編）付表により公表された震度のことをいいます。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
地震等による損害	地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失により生じた損害をいいます。
震度5弱以上の地震	気象庁が発表する震度の階級が5弱以上となる地震をいいます。
新耐震基準	昭和56年6月1日時点の建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐震基準をいいます。
被保険者	保険証券の被保険者欄に記載された者で、この保険の補償を受けられる方をいいます。
被保険者のお住まい	保険証券に記載された、被保険者または被保険者の2親等内の親族が所有権（区分所有権を含みます。以下同様とします。）の一部または全部を有し、かつ、被保険者が居住する住宅（共同住宅の居住部分を含みます。以下同様とします。）をいいます。ただし、次の①から③のいずれかに該当する場合には、被保険者のお住まいとみなします。

被保険者のお住まい	①被保険者が単身赴任等で一時的に居住していないが、被保険者と生計を一にする親族が居住している住宅の場合 ②被保険者が保険期間中に居住する予定がある住宅の場合 ③被保険者または被保険者の2親等内の親族が代表者をつとめる法人が所有する住宅に、被保険者が居住している場合
被保険者のお住まいのある市区町村	被保険者のお住まいが所在している地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に定める普通地方公共団体である市町村および同法第281条に定める特別地方公共団体である特別区のことをいいます。
り災証明書	政府の定める災害の被害認定に係る運用基準に基づき、地方自治体が、地震等による損害を被った家屋について調査を実施のうえ、「全壊」、「半壊のうち大規模半壊（以下「大規模半壊」といいます。）」、「半壊のうち大規模半壊に該当しないもの（以下「半壊」といいます。）」および「一部損壊」の区分により被害程度を証明するもので、各地方自治体から発行されます。
被害認定	平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知および平成16年4月1日府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知に基づき、地方自治体が調査を実施のうえ行う地震等による損害の認定をいいます。
生計を一にする親族	被保険者と日常生活の資を共にする親族をいいます。勤務、修学、療養等の都合上、被保険者と日常の起居を共にしていない親族であっても、勤務、修学等の余暇には被保険者のもとで起居を共にすることを常例としている親族や、被保険者が、常に生活費、学資金、療養費等の送金を行っている親族を含みます。

世帯人数	被保険者および被保険者のお住まいに同居する者（被保険者と生計を一にする親族のうち、修学、療養等の都合により一時的に被保険者のお住まいに居住していない者を含みます。）の合計人数をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、会社が会社所定の書面で告知を求めたものをいいます。
危険	損害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算の基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
保険金	この保険により支払われる再スタート費用保険金をいいます。
他の保険契約等	補償の対象となられる者（被保険者および被保険者と生計を一にする親族をいいます。）および被保険者のお住まいについて、補償内容がこの保険契約と重複する他の保険契約または共済契約をいいます。
無効	保険契約の効力が保険契約締結時から生じなかったものとなることをいいます。
失効	保険契約が効力を失うことをいいます。
消滅	保険契約が終了することをいいます。

第2条＜責任開始日および始期日＞

1. 会社は、保険契約申込書等の受付を毎月15日（以下「申込締切日」といいます。）に締め切ります。申込締切日までに会社が受理し、承諾したことを条件として、申込締切日の属する月の翌月1日を責任開始日とします。
2. 前項の会社が保険契約申込書等を受理し、承諾した日の翌日を始期日とします。
3. 保険期間および保険料払込期間の計算は、責任開始日から起算します。

4. 会社が保険契約の申込を承諾した場合、その旨を責任開始日までに保険契約者に通知します。
5. 保険契約は、会社が保険契約の申込を承諾した時に成立するものとします。

第3条＜始期日の指定に関する特則＞

1. 保険契約者は、前条第2項の規定にかかわらず、保険契約締結の際、会社の承諾を得て、会社が保険契約申込書等を受理し、承諾する日の翌々日以降の任意の日を始期日として、指定することができます。
2. 前項の場合、責任開始日は前条第1項の規定にかかわらず、前項の規定により指定された始期日の直後の申込締切日（前項の指定された日と申込締切日が同日の場合は、その日とします。）の属する月の翌月1日とします。

第4条＜保険期間および保険料払込期間＞

1. 保険期間は、責任開始日から起算して1年間とします。
2. 保険料払込期間は、前項の保険期間と同一とします。

第5条＜保険金を支払う場合＞

1. 会社は、次の各号のすべてに該当した場合（以下「支払事由」といいます。）に、保険金を支払います。
 - (1) 被保険者のお住まいが保険期間（始期日以後責任開始日の前日までの期間は責任開始日の属する保険期間に含めるものとします。以下同じとします。）中に地震等による損害を被ったこと。この場合、り災証明書に記載されたり災日を地震等による損害を被った日（以下「事故日」といいます。）とみなします。ただし、り災証明書にり災日の記載がない場合には、り災証明書に記載されたり災の原因となった地震等の気象庁発表の発生日を事故日とみなします。
 - (2) 前号の地震等による損害がり災証明書により全壊（全焼・全流失を含みます。以下同様とします。）、大規模半壊または半壊（半焼を含みます。以下同様とします。）のいずれかの被害認定に該当したこと

2. 前項の保険金の支払額は、下表の支払額とします。

被害認定	支払額
全壊	保険金額
大規模半壊	保険金額×2分の1
半壊	保険金額×6分の1 [※]

※支払額により算出した金額に千円未満の端数が発生した場合には、その端数を四捨五入した金額を支払額とします。

3. 第1項の規定にかかわらず、事故日が始期日前である場合でも、始期日以後に、被保険者のお住まいのある市区町村内で発生した震度5弱以上の地震（気象庁が震度を発表することができないときであって、会社が、被保険者のお住まいのある市区町村内で震度5弱以上の地震が発生したと認めた場合を含みます。）により、被保険者のお住まいが、第1項第2号の被害認定に該当することになったと会社が認めた場合には、会社は、保険金を支払います。この場合、始期日以後に初めて発生した当該震度5弱以上の地震の発生日を事故日とみなします。

第6条＜保険期間と支払責任の関係＞

1. 会社は、被保険者のお住まいが、前条の規定により被害認定を受けた後、保険期間中に新たに地震等による損害を被ったことにより新たに前条に定める被害認定に該当した場合には、前条の規定のとおり保険金を支払います。
2. 会社が保険期間中に保険金を複数回支払う場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。
3. 前2項の規定にかかわらず、保険期間を通じ会社がこの保険契約により支払う保険金の総額は、保険証券に記載される保険金額を限度額とします。
4. 会社は、被保険者のお住まいが、保険期間中に地震等による損害を被り、その被害認定が保険期間の満了後になされた場合であっても保険金を支払います。

第7条＜保険金額の調整＞

1. 保険期間中に世帯人数が減少した場合には、保険契約者は、会社に対する書面による通知をもって、将来に向かって、保険金額について、減少後の世帯人数に対する別表に規定する保険金額の上限に至るまで保険金額の減額を請求することができます。

第8条＜保険金を支払わない場合＞

1. 会社は、地震等の際において、次の各号のいずれかに該当する損害に対しては、保険金を支払いません。
 - (1) 次の①から④までのいずれかに掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、③については、その者が保険金の一部の受取人である場合には、その者が受け取るべき金額についてのみ保険金を支払いません。
 - ① 保険契約者またはその代理人(注1)
 - ② 被保険者またはその代理人
 - ③ 被保険者以外の保険金の受取人またはその代理人(注2)
 - ④ 被保険者と同居する者またはその代理人
(注1) 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
(注2) 保険金の受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動(注3)によって生じた損害
(注3) 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - (3) 核燃料物資(注4)もしくは核燃料物質(注4)によって汚染された物(注5)の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故によって生じた損害
(注4) 使用済燃料を含みます。
(注5) 原子核分裂生成物を含みます。

第9条＜告知義務＞

1. 保険契約の締結または第42条＜保険契約の更新＞に定める保険契約の更新の際、保険契約者または被保険者は、会社所定の書面で質問した事項について、その書面により、会社に事実を正確に告げなければなりません。
2. 保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事

- 実でないこともしくは事実に基づかないこと（以下「不実のこと」といいます。）を告げた場合は、会社は、保険契約者に対する通知をもって、保険契約を解除することができます。
3. 前項の規定は、次の各号のいずれかの場合には適用しません。
- (1) 前項の告げなかった事実または告げた不実のことがなくなったとき
 - (2) 会社が、保険契約の締結または第42条<保険契約の更新>に定める保険契約の更新の際、前項の告げなかった事実もしくは告げた事項が不実であることを知っていたときまたは過失によってこれらを知らなかったとき
 - (3) 保険契約者または被保険者が、保険金の支払事由が発生する前に、告知事項について書面をもって更正を会社に申し出て、会社がこれを承諾したとき。なお、更正の申出を受けた場合において、その更正すべき事実を会社に告げていたとしても、会社が保険契約を締結または更新していたと認められるときに限り、会社は、告知事項の更正を承諾するものとします。
 - (4) 会社が前項の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過したときまたは保険契約を締結した時から5年を経過したとき
 - (5) 会社または会社の保険募集人が、保険契約者または被保険者が事実の告知をすることを妨げたとき、もしくは保険契約者または被保険者に対し、事実を告げずまたは不実のことを告げることを勧めたとき。ただし、会社または会社の保険募集人にこのような行為がなかったとしても保険契約者または被保険者が第1項の事実を告げずまたは不実のことを告げたと認められるときを除きます。
4. 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、会社に事実を告げずまたは不実のことを告げた場合であっても、特に悪質でないと認められるときは、会社は、第2項の規定にかかわらず、保険契約を解除しません。この場合で、世帯人数について事実を告げずまたは不実のことを告げていたときは、保険契約の締結または第42条<保険契約の更新>に定める保険契約の更新の際の事実に基づく世帯人数による別表に定める保険金額の上限まで保険金額を減額するものとし、減額された保険金額に対する部分は将来に向かって解除するものとします。

5. 保険金の支払事由が生じた際、第1項に規定する告知事項において世帯人数として保険契約者または被保険者が告げた人数が、第1条<用語の定義>に規定する世帯人数（保険契約の締結または第42条<保険契約の更新>に定める保険契約の更新の際の世帯人数に限り、かつ、保険証券に記載される保険金額が別表に規定する世帯人数に応じた保険金額の上限よりも多い場合は、保険契約の締結または第42条<保険契約の更新>に定める保険契約の更新の際の事実に基づく世帯人数に応じ、保険証券に記載される保険金額から減額して保険金を支払います。
6. 第2項の解除が保険金の支払事由が発生した後に行われた場合であっても、第19条<保険契約の解除の効力>の規定にかかわらず、会社は、保険金を支払いません。この場合、すでに保険金を支払っていたときは、会社は、その返還を請求することができます。
7. 前項の規定は、保険金の支払事由が第1項の告げなかった事実または告げた不実のことに基づかずに発生した場合については適用しません。
8. 第2項に定める保険契約者に対する通知の際、保険契約者またはその住所、通信先もしくは居所が不明であるかその他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

第10条<被保険者のお住まいに関する通知義務等>

1. 保険契約締結の後、次の各号のいずれかの事実が発生した場合、保険契約者または被保険者は、遅滞なく書面をもってその旨を会社に通知しなければなりません。
 - (1) 被保険者のお住まいを転居された場合
 - (2) 保険証券に記載される被保険者のお住まいの構造区分に変更が生じた場合
 - (3) 被保険者のお住まいが新耐震基準を満たさなくなった場合
2. 前項第1号の通知を受けた場合、保険契約者が被保険者の転居先のお住まいをこの保険契約の保険の対象とすることを申し出たときは、会社はその申出の承諾の可否を審査し、その審査結果を保険契約者に通知します。
3. 会社は、前項の規定により承諾した場合には、被保険者が転居先のお住まいで居住を開始した時から被保険者のお住まいが変更になったものとして取り扱います。

4. 第1項の事実の発生によって危険増加が生じた場合において、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、遅滞なく第1項の通知をしなかったときは、会社は、保険契約者に対する通知をもって、この保険契約を解除することができます。
5. 前項の規定は、会社が前項の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または危険増加が生じた時から5年を経過した場合は適用しません。
6. 第4項の規定による解除が保険金の支払事由の発生した後になされた場合であっても、第19条<保険契約の解除の効力>の規定にかかわらず、解除にかかる危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険金の支払事由に対しては、会社は、保険金を支払いません。この場合において、すでに保険金を支払っていたときは、会社は、その返還を請求することができます。
7. 前項の規定は、その危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した保険金の支払事由に対しては適用しません。
8. 第4項の規定にかかわらず、第1項の事実の発生によって危険増加が生じ、この保険契約の引受範囲を超えることとなった場合には、会社は、保険契約者に対する通知をもって、この保険契約を解除することができます。
9. 前項の規定による解除が保険金の支払事由の発生した後になされた場合であっても、第19条<保険契約の解除の効力>の規定にかかわらず、解除にかかる危険増加が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険金の支払事由に対しては、会社は、保険金を支払いません。この場合、すでに保険金を支払っていたときは、会社は、その返還を請求することができます。
10. 第4項または第8項に定める保険契約者に対する通知の際、保険契約者またはその住所、通信先もしくは居所が不明であるかその他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

第11条<保険契約者の住所または通信先に関する通知義務>

1. 保険契約者の住所または通信先に変更があった場合は、保険契約者は、遅滞なくその旨を会社に通知しなければなりません。
2. 保険契約者が前項の規定による通知を怠った場合は、会社の知った最終の住所または通信先に送付した通知は、通常

到達するために要する期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

第12条<保険契約者の変更>

1. 保険契約者は、会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
2. 保険契約者が前項の規定による承継を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を申し出てください。会社はその申出を承諾する場合には、その旨を保険契約者に通知します。
3. 保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人に保険契約上の一切の権利および義務が移転するものとします。

第13条<保険契約の無効>

1. 保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。
2. この保険契約の始期日において、他の保険契約等が有効に存続している場合は、この保険契約は無効とします。
3. 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条(警戒宣言等)第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言(以下本項において「警戒宣言」といいます。)が発せられたときは、同法第3条(地震防災対策強化地域の指定等)第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、当該警戒宣言に係る地域内に所在する被保険者のお住まいについて当該警戒宣言が発せられた時から同法第9条(警戒宣言等)第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日(当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日)までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時まで締結されていた保険契約の保険期間満了に伴い、被保険者のお住まいを同一として第42条<保険契約の更新>の規定により更新された保険契約については、この限りではありません。

第14条<保険契約の消滅または失効>

1. 次の各号のいずれかの事実が発生した場合、その事実が発

生した時から保険契約は消滅します。

- (1) 被保険者のお住まいの全部が滅失した場合
 - (2) 被保険者が被保険者のお住まいの所有権を有しなくなった場合
2. 次の各号のいずれかの事実が発生した場合、その事実が発生した時から保険契約は失効します。
- (1) 被保険者が被保険者のお住まいを転居した場合。ただし、会社が、第10条<被保険者のお住まいに関する通知義務等>第2項の規定により、被保険者の転居先のお住まいをこの保険契約の保険の対象とすることを承諾した場合を除きます。
 - (2) 被保険者が死亡した場合。ただし、保険契約者から被保険者のお住まいに居住する被保険者の法定相続人(当該法定相続人が2名以上ある場合には、当該法定相続人間の合意によって、当該法定相続人のうち1名を被保険者の地位を承継する者として選出してください。)が、この保険契約の被保険者の地位を承継する旨を申し出て、会社がこれを承諾した場合を除きます。
 - (3) 次の①から③のいずれかに該当することにより、被保険者のお住まいとみなしていた住宅が、次の①から③のいずれにも該当しなくなったことにより、被保険者のお住まいとみなすことができなくなったとき。ただし、①もしくは②の場合で被保険者がその住宅に居住することになったときまたは③の場合で被保険者がその住宅の所有権を有することになったときを除きます。
 - ① 被保険者が単身赴任等で一時的に居住していないが、被保険者と生計を一にする親族が居住している住宅の場合
 - ② 被保険者が保険期間中に居住する予定がある住宅の場合
 - ③ 被保険者または被保険者の2親等内の親族が代表者をつとめる法人が所有する住宅に、被保険者が居住している場合
3. 前2項の場合、保険契約者または被保険者は、遅滞なくその旨を会社に通知しなければなりません。

第15条<被保険者が死亡した場合の特別取扱>

1. 保険金の支払事由が発生した時から、会社が保険金を支払うまでに被保険者が死亡した場合には、前条第2項第2号

のただし書きの規定により被保険者のお住まいに居住する被保険者の法定相続人がこの保険契約の被保険者の地位を承継した場合であっても、会社は、被保険者の死亡時の法定相続人に対し保険金を支払います。

2. 前項の場合において、法定相続人が2名以上であるときは、会社は、すべての法定相続人間の合意を確認のうえで、代表者1名を定めることができます。この場合において、代表者は、他の法定相続人を代表するものとします。

第16条<保険契約の取消>

1. 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって会社が保険契約を締結した場合には、会社は、保険契約を取り消すことができます。

第17条<保険契約の解約>

1. 保険契約者は、会社に対する書面による通知をもって、将来に向かって、いつでも保険契約を解約することができます。この場合、解約日は請求書類を受理した日またはその日以後の保険契約者が指定した日とします。

第18条<重大事由による解除>

1. 会社は、次のいずれかに該当する事由(重大事由)がある場合には、保険契約者に対する通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (1) 保険契約者(保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)または被保険者が、会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと
 - (2) 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと
 - (3) 保険契約者または被保険者が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

- ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ④保険契約者が法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

(4)第1号から前号までに掲げるもののほか、会社の保険契約者(保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)または被保険者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする第1号から前号までと同等の重大な事由があるとき

2. 前項の規定による解除が保険金の支払事由が発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、前項各号の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した保険金の支払事由に対しては、会社は、保険金を支払いません。この場合、すでに保険金を支払っていたときは、会社は、その返還を請求することができます。
3. 第1項の規定による解除が第1項第3号のみに該当することによりなされた場合で、保険契約者のみが第1項第3号①から⑤までのいずれかに該当する場合には、前項の規定は適用しません。
4. 第1項に定める保険契約者に対する通知の際、保険契約者またはその住所、通信先もしくは居所が不明であるかその他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

第19条<保険契約の解除の効力>

1. 保険契約の解除は、将来に向かってのみ、その効力を生じます。

第20条<保険料払込方法(回数)が月払の保険料の払込>

1. 保険料はその払込期間中、毎回、第22条<保険料払込方法(経路)>第1項に定める方法によって次の各号の期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んでください。
 - (1)第1回保険料の払込期月は、責任開始日の属する月の初日から末日まで
 - (2)第2回以後の保険料の払込期月は、責任開始日の月単位の応当日の属する月の初日から末日まで

第21条<保険料払込方法(回数)が年払の保険料の払込>

1. 保険料はその払込期間中、次条第1項に定める方法によって払込期月である責任開始日の属する月の初日から末日までに払い込んでください。

第22条<保険料払込方法(経路)>

1. 保険料は会社の定めの日(以下「振替日」といいます。)に保険契約者の指定する口座(以下「指定口座」といいます。)から会社の口座に振り替えることによって会社に払い込まれるものとします。
2. 前項の払込方法(経路)には、次の各号の条件を満たす必要があります。
 - (1)指定口座が、会社と保険料の口座振替の取扱を提携している金融機関等(以下「提携金融機関等」といいます。この場合、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。)に設置してあること
 - (2)保険契約者が提携金融機関等に対し、指定口座から会社の口座(提携金融機関等が、会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等の場合には、当該委託機関の口座)へ保険料の口座振替を委託していること
3. 振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合、翌営業日に振替を行います。この場合、第1項に定める振替日に保険料が払い込まれたものとします。
4. 保険契約者は、振替日の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れてください。

第23条<保険料払込方法(経路)の変更>

1. 保険契約者は、指定口座を提携金融機関等の他の口座に変更することができます。この場合、あらかじめ会社および当該提携金融機関等に申し出てください。
2. 会社は、前条に定める以外の保険料払込方法(経路)は認めません。ただし、次条第1項第2号に該当する場合はこの限りではありません。
3. 提携金融機関等が保険料の口座振替の取扱を停止した場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関等に変更してください。

4. 会社は、会社または提携金融機関等の事情により振替日を変更することがあります。この場合、会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第24条<保険料払込の猶予期間および保険契約の失効>

1. 保険料払込の猶予期間は払込期月の翌月初日から末日までとします。
 - (1) 払込期月の振替日に保険料の口座振替が不能の場合は、翌月の振替日に翌月分の保険料と合わせて2か月分の合計額を振り替えます。
 - (2) 翌月の振替日にも口座振替が不能の場合は、保険契約者は、その振替日の翌日からその月の末日までに保険料を会社に払い込んでください。
2. 保険料の払込がない場合、保険契約は、猶予期間満了日の翌日から失効します。

第25条<払込期月または猶予期間中に保険事故が発生した場合>

1. 保険料の払込がないまま、払込期月または猶予期間中に保険金の支払事由が生じた場合、保険契約者はただちに当該保険料を会社に払い込んでください。
2. 前項にかかわらず、会社は、保険契約者または保険金の受取人の申出により、保険金から払い込むべき保険料を差し引いて支払うことができます。
3. 前項の場合で、保険金が払い込むべき保険料に不足する場合は、保険契約者はただちに当該保険料を払い込んでください。当該保険料が払い込まれない場合、保険契約は前条第2項に定める日から失効し、会社は、保険金を支払いません。

第26条<保険料払込方法(回数)の変更>

1. 保険契約者は、保険契約の更新時においてのみ、保険料払込方法(回数)を変更することができます。この場合、保険契約者は保険期間満了日までに会社に書面をもって申し出てください。
2. 前項に定める変更が適用される日は、更新日とします。

第27条<保険料の相殺または返還—責任開始日前の事故の場合>

1. 第5条<保険金を支払う場合>第1項により始期日以後責任開始日の前日までの期間に保険金の支払事由が生じ保険

金を支払う場合において、その保険金が当該期間中の最初の保険金であるときは、会社は、その保険金から当該期間の日数に応じた保険料相当額を差し引きます。

2. 前項の保険金の支払事由が生じた日以後の当該期間中に保険契約が消滅するときは、会社は、当該期間の未経過期間(1か月未満の端数は切り捨てます。)に対応する保険料を支払います。ただし、保険金が支払われるときは当該保険料を支払いません。

第28条<保険料の返還または追加保険料の請求—告知・通知事項等の承諾等の場合>

1. 第9条<告知義務>第1項により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、会社は、すでに払い込まれた保険料と保険契約の保険料が変更後の保険料であった場合に払い込まれるべきであった保険料の差額の支払または請求をします。
2. 第9条<告知義務>第4項の規定により保険金額が減額された場合には、会社は、保険料払込方法(回数)が年払のときは未経過保険料と保険契約の年払保険料が変更後の年払保険料であったとみなした場合に第34条<未経過保険料>の規定により計算される未経過保険料の差額(以下「未経過保険料差額」といいます。)を支払い、保険料払込方法(回数)が月払のときは減額された日の属する月の翌月以後の保険料を改めます。
3. 第10条<被保険者のお住まいに関する通知義務等>第1項の事実の発生によって危険増加が生じまたは危険が減少し、保険料を変更する必要がある場合には、会社は、保険料払込方法(回数)が年払のときは未経過保険料差額の支払または請求をし、保険料払込方法(回数)が月払のときは危険増加が生じた日または危険が減少した日の属する月の翌月以後の保険料を改めます。
4. 会社は、保険契約者が第1項または第3項の規定による追加保険料の支払を怠った場合は、保険契約者に対する通知をもって、この保険契約を解除することができます。
5. 第1項または第3項の規定による追加保険料を請求する場合において、前項の規定によりこの保険契約を解除できるときは、会社は、保険金を支払いません。
6. 前項の規定は、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した保険金の支払事由につい

ては適用しません。

7. 第4項に定める保険契約者に対する通知の際、保険契約者またはその住所、通信先もしくは居所が不明であるかその他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

第29条<保険料の返還—保険契約の無効・消滅・失効の場合>

1. 第13条<保険契約の無効>第1項の規定により保険契約が無効となる場合には、会社は、保険料を払い戻しません。
2. 第13条<保険契約の無効>第2項または第3項の規定により保険契約が無効となる場合には、会社は、保険料の全額を払い戻します。
3. 第14条<保険契約の消滅または失効>第1項の規定により保険契約が消滅する場合には、会社は、第34条<未経過保険料>の規定により、未経過保険料を支払います。ただし、保険金が支払われるときは未経過保険料を支払いません。
4. 第14条<保険契約の消滅または失効>第2項の規定により保険契約が失効となる場合には、会社は、第34条<未経過保険料>の規定により、未経過保険料を支払います。ただし、保険金が支払われるときは未経過保険料を支払いません。

第30条<保険料の返還—保険契約の取消の場合>

1. 第16条<保険契約の取消>の規定により、保険契約を取り消した場合には、会社は、保険料を払い戻しません。

第31条<保険料の返還—保険金額の調整の場合>

1. 第7条<保険金額の調整>の規定により、保険契約者が保険金額の減額を請求した場合には、会社は、保険料払込方法(回数)が年払のときは未経過保険料差額を支払い、保険料払込方法(回数)が月払のときは減額された日の属する月の翌月以後の保険料を改めます。

第32条<保険料の返還—保険契約の解除の場合>

1. 第9条<告知義務>第2項、第10条<被保険者のお住まいに関する通知義務等>第4項もしくは第8項、第18条<重大事由による解除>第1項または第28条<保険料の返還または追加保険料の請求—告知・通知事項等の承諾等の場合>第4項の規定により、保険契約を解除した場合には、会社は、第34条<未経過保険料>の規定により、未経過保険料を支

払います。

第33条<保険料の返還—保険契約の解約の場合>

1. 第17条<保険契約の解約>の規定により、保険契約を解約した場合には、会社は、第34条<未経過保険料>の規定により、未経過保険料を支払います。

第34条<未経過保険料>

1. 保険料払込方法(回数)が、月払の場合
未経過保険料はありません。
2. 保険料払込方法(回数)が、年払の場合
未経過保険料は、領収した年払保険料から次の各号の基準日における既経過月数(1か月未満の端数は切り上げます。)に保険証券記載の月払保険料相当額を乗じた額を差し引いた額とします。
 - (1)第7条<保険金額の調整>および第9条<告知義務>第4項の場合は減額された日
 - (2)第9条<告知義務>第2項、第10条<被保険者のお住まいに関する通知義務等>第4項もしくは第8項、第18条<重大事由による解除>第1項および第28条<保険料の返還または追加保険料の請求—告知・通知事項等の承諾等の場合>第4項の場合は解除の通知をした日
 - (3)第14条<保険契約の消滅または失効>第1項の場合は保険契約が消滅した日、第2項の場合は保険契約が失効した日
 - (4)第17条<保険契約の解約>の場合は解約日
3. 未経過保険料の計算式は次に定めるとおりとします。
未経過保険料=保険証券記載の年払保険料相当額-(保険証券記載の月払保険料相当額×前項に定める各基準日における既経過月数)
4. 未経過保険料は、次の各号に定める日の翌日から起算して10営業日以内に、会社の本社で支払います。
 - (1)第7条<保険金額の調整>および第9条<告知義務>第4項の場合は減額された日
 - (2)第9条<告知義務>第2項、第10条<被保険者のお住まいに関する通知義務等>第4項もしくは第8項、第18条<重大事由による解除>第1項および第28条<保険料の返還または追加保険料の請求—告知・通知事項

- 等の承諾等の場合>第4項の場合は解除の通知をした日
- (3)第14条<保険契約の消滅または失効>第1項および第2項の場合は、同条第3項の通知を受けた日
- (4)第17条<保険契約の解約>の場合は解約日

第35条<会社による保険期間中の保険契約の変更または解除>

1. 地震の頻発等により、保険契約の計算の基礎に著しい影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより保険期間中に、保険契約の保険料の増額または保険金の減額を行うことがあります。
2. 巨大地震の発生等により、保険金の支払事由が集中して発生し、保険金支払のための財源が不足するときは、会社の定めにより保険金を削減して支払うことがあります。
3. 会社は、第1条<用語の定義>に定める被害認定の制度または震度階級の定義が変更されたときは、保険契約を解除することがあります。この場合には、第32条<保険料の返還—保険契約の解除の場合>に定める保険契約の解除の場合の保険料の返還の規定にしたがって未経過保険料を支払います。

第36条<事故の通知>

1. 保険契約者または被保険者は、被保険者のお住まいについて保険金の支払事由が生じたことを知ったときは、これを会社に遅滞なく通知しなければなりません。
2. 被保険者のお住まいについて地震等による損害が生じた場合は、会社は、次のとおりの対応を行うことができます。
 - (1)事故が生じたお住まいまたはその敷地内の調査
 - (2)お住まいおよびその敷地内に収容されていた被保険者の所有物の全部または一部の調査
 - (3)お住まいおよびその敷地内に収容されていた被保険者の所有物の一時的移転
 - (4)被保険者の世帯人数の調査

第37条<保険金の請求>

1. 会社に対する保険金請求権は、保険金の支払事由が発生した時から発生し、これを行使することができるものとします。
2. 保険金の受取人は、保険金の支払を請求する場合は、次の各号に掲げる書類のうち会社が求めるものを会社に提出しなければなりません。

- (1)保険金請求書
 - (2)り災証明書
 - (3)住民票の写し(世帯全員の氏名が記載されたものとします。)
 - (4)建物登記簿謄本
 - (5)被保険者のお住まいの所有者が被保険者の2親等内の親族である場合においては、所有者が被保険者の2親等内の親族であることが確認できる書類
 - (6)被保険者のお住まいの所有者が法人である場合においては、その法人の代表者が被保険者か被保険者の2親等内の親族であることが確認できる書類
 - (7)り災証明書および第3号に規定する住民票の写しにより世帯人数が確認できない場合においては、当該確認を行うために会社が要求する書類
 - (8)第4号に規定する建物登記簿謄本により被保険者のお住まいの構造区分が確認できない場合においては、当該確認を行うために会社が要求する建築計画概要書、建築確認証明書その他の書類
3. 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなるときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を会社に申し出て、会社の承諾を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
 - (1)被保険者と同居または生計を一にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。以下本項において同様とします。)
 - (2)前号に規定する者がいない場合または前号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を一にする3親等内の親族
 - (3)前2号に規定する者がいない場合または前2号に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、第1号以外の配偶者または前号以外の3親等内の親族
 4. 前項の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、会社は、保険金を支払いません。
 5. 会社は、事故の内容または被保険者のお住まいに関する事項等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、第2項に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

6. 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場合または第2項もしくは前項の書類に不実の記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、会社は、それによって会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第38条<保険金の支払時期>

1. 会社は、被保険者が前条第2項および第3項の規定による手続きを完了した日(以下本条において「請求完了日」といいます。)の翌日からその日を含めて30日以内に、会社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。

(1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項	事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
(2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項	保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
(3) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項	この保険契約において定める解除、無効、失効または取消に該当する事実の有無
(4) 前3号のほか、会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項	他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権およびすでに取得したものの有無および内容等

2. 前項の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求完了日の翌日からその日を含めて当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合にはそのうち最長の日数)を経過する日とします。この場合において、会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

(1) 前項第1号から第3号までの事項を確認するための、警察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果を得る必要がある場合	180日
(2) 前項第1号から第3号までの事項を確認するために、専門機関による鑑定等の結果を得る必要がある場合	90日
(3) 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域において、前項第1号から第4号までの事項の確認のために必要な調査を行う場合	60日
(4) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における前項第1号から第4号までの事項の確認のための調査を行う場合	365日
(5) 弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会	180日

3. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な回答もしくは同意を拒んだ場合または必要な協力を行わなかった場合を含みます。)には、これにより確認が遅延した期間については、前2項の期間に算入しないものとします。
4. 保険金の支払が前3項の規定による保険金の支払時期よりも後になる場合は、会社は、その経過日数に応じて、保険金に利息を付して支払います。

第39条<代位>

1. 地震等による損害が生じた結果、被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、会社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は次の額を限

度として会社に移転します。

区分	移転する債権の限度額
(1) 会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の全額
(2) 会社が損害の額の一部を保険金として支払った場合	被保険者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

- 前項第2号の場合において、会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- 保険契約者および被保険者は、会社が取得する前2項の債権の保全および行使ならびにそのために会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、会社に協力するために必要な費用は、会社の負担とします。

第40条<時効>

- 保険金請求権は、第37条<保険金の請求>第1項に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。
- 未経過保険料の支払を請求する権利は、未経過保険料を支払うべき事由が生じた日の翌日から起算して3年間請求がない場合には消滅します。

第41条<保険金支払後の保険契約>

- 第5条<保険金を支払う場合>に規定する保険金の支払額が保険証券に記載される保険金額に達した場合には、その保険金支払の原因となった保険金の支払事由が発生した時から保険契約は消滅します。
- 前項の規定により、保険契約が消滅した場合には、会社は未経過保険料を支払いません。

第42条<保険契約の更新>

- 会社は、保険期間満了日の2か月前までに保険契約者に更新案内兼更改告知書を通知します。更新案内兼更改告知書

を受け取った保険契約者が、保険期間満了日までに会社所定の書面にて保険契約を更新しない旨の通知をしない場合は、保険契約は保険期間満了日の翌日に更新されます。

- 前項の更新案内兼更改告知書の記載事項に変更すべき事項があるときは、保険契約者は、保険期間満了日の1か月前までに、その旨を会社に通知しなければなりません。
- 保険契約が更新された場合には、会社は、更新証を保険契約者に発行します。
- 更新後の保険契約(以下「更新後契約」といいます。)については、次のとおりとします。
 - 保険期間
1年とします。
 - 保険料払込期間
1年とします。
 - 告知義務違反による解除
更新前の保険契約(以下「更新前契約」といいます。)において告知義務違反による解除の事由がある場合、会社は、更新後契約を解除することができます。
 - 適用する普通保険約款
会社がこの普通保険約款を変更した場合、会社は、変更後に更新された保険契約について、変更後の普通保険約款を適用します。
 - 適用する保険料率
会社が保険料率を変更した場合、会社は、変更後に更新された保険契約について、変更後の保険料率を適用します。
 - 保険証券
会社が発行した当初の保険証券と更新証をもって更新後の保険証券とみなします。
- 第9条<告知義務>に定める保険契約を解除できない期間に関しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。
- 更新時に会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないときは、会社の定める他の同種の保険契約に更新して継続させます。
- 第1項の規定にかかわらず、第2項の通知があった場合で、会社が当該変更事項により更新後契約を引き受けないこととしたときは、会社は、保険契約の更新を承諾しない旨を通知します。

8. 前項の場合には、本条の保険契約の更新は行わず、保険契約は保険期間満了日をもって消滅します。
9. 保険契約が更新された後に、更新前契約の保険期間中に生じた地震等による損害により、更新前契約による保険金の支払金額が第6条<保険期間と支払責任の関係>第3項に規定する限度額に達した場合には、保険契約は更新されなかったものとみなします。この場合、すでに更新後契約の保険料として払い込まれた金額があるときは、会社はその金額を返還します。

第43条<保険契約を更新するときの保険料その他の契約内容の見直しをする場合>

1. 保険契約の計算の基礎に影響を及ぼす状況変更が発生したときは、会社の定めにより更新時の保険契約の保険料の増額または保険金の減額を行うことがあります。
2. 想定外の巨大地震が頻発した場合や再保険市場の著しい悪化等により、本商品の引受けが困難になった場合には、会社の定めにより保険契約の更新を引き受けないことがあります。

第44条<更新案内送付後の更新後契約の条件変更>

1. 第42条<保険契約の更新>第1項の規定により、保険契約者に更新案内を通知した後に、更新後契約に適用すべき制度または料率等を変更する必要がある場合は、会社は、更新案内に記載された内容と異なる保険料および特約等の契約条件を更新後契約に適用することができるものとします。
2. 前項の場合、会社は、変更後の契約条件を保険契約者に通知します。
3. 前項の通知を受けた場合、保険契約者は、保険期間満了日または当該通知を受領した日の翌日から起算して14日後の日のいずれか遅い日までに、会社に対して保険契約を更新しない旨の書面による意思表示を行うことができます。当該意思表示が行われた場合、保険契約は更新されなかったものとします。この場合、すでに更新後契約の保険料として払い込まれた金額があるときは、会社はその金額を返還します。

第45条<準拠法>

1. この約款に規定のない事項については、日本国の法令によるものとします。

第46条<管轄裁判所>

1. この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または保険金の受取人の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

第47条<保険料の払込にポイントを利用する場合の特則>

1. 保険契約者は、会社の定めるところにより、第1回保険料（保険料払込方法（回数）が年払の場合は年払保険料）の全部または一部の払込に、会社の提携するポイント発行企業が発行するポイント（以下「ポイント」といいます。）を利用することができます。
2. 会社は、保険契約者がポイントを利用したことを確認できた場合、ポイントを利用した時にそのポイントに対応する保険料相当額が払い込まれたものとして取り扱います。
3. 払込期月の振替日前にポイントに対応する保険料相当額が払い込まれた場合でも、会社は、保険料相当額をその振替日に保険料に充当します。
4. 保険料の一部の払込にポイントを利用する場合、保険料相当額の残額は口座振替により払い込むことを要し、保険料相当額全額の払込があったことをもって、保険料に充当します。

■別表 <世帯人数に対する保険金額の上限>

世帯人数	1名	2名	3名	4名	5名以上
保険金額の上限	300万円	500万円	600万円	700万円	900万円

■この特約の主な内容

この特約は、保険契約申込書または告知書の提出に代えて、インターネットを利用した保険契約の申込手続を可能とすることを主な内容とするものです。

第1条<特約の適用>

1. この特約は、保険契約の締結の申込にあたり、保険契約者（保険契約の申込をしようとする者を含みます。以下同じとします。）からインターネットを利用して保険契約の申込があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に適用します。

第2条<保険契約の申込>

1. インターネットを利用した保険契約の申込は、主たる保険契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、次の手続きにより取り扱うものとします。
 - (1) 会社は、インターネットを利用して、保険契約者および被保険者に対して保険契約申込画面（以下「申込画面」といいます。）を提示します。
 - (2) 保険契約者および被保険者は、申込画面において申込に係る所要事項を入力または選択し、入力または選択した事項を確認のうえ、インターネットを利用して、会社へ送信するものとします。
 - (3) 会社は、前号で入力または選択された所要事項の受信をもって、保険契約の申込があったものとして取り扱います。この場合、会社は、所要事項の受信を確認したうえで、申込画面において保険契約の申込を受け付けた旨を表示します。

第3条<告知>

1. インターネットを利用した保険契約の申込に関する告知は、主約款の規定にかかわらず、次の手続きにより取り扱うものとします。
 - (1) 会社は、インターネットを利用して、保険契約者または被保険者に対して保険契約の申込に関する告知画面（以下「告知画面」といいます。）を提示します。
 - (2) 保険契約者または被保険者は、告知画面において会社が告知を求めた事項について入力または選択し、入力または選択した告知に係る事項を確認のうえ、インターネットを利用して、会社へ送信するものとします。

(3) 会社は、前号で入力または選択された告知に係る事項の受信をもって、告知があったものとして取り扱います。この場合、会社は、告知に係る事項の受信を確認したうえで、告知画面において告知を受け付けた旨を表示します。

第4条<責任開始日>

1. この特約を適用して申し込まれた保険契約については、主約款の規定にかかわらず、会社は、第2条<保険契約の申込>第1項第3号および第3条<告知>第1項第3号の規定による受信をもって保険契約申込書等を受理したものとします。

第5条<被保険者の契約年齢および性別>

1. この特約を適用して申し込まれた保険契約における被保険者の契約年齢および性別は、主約款の規定にかかわらず、第2条<保険契約の申込>第1項第3号の規定により、会社が受信した生年月日に基づく契約年齢または性別とします。

第6条<主約款等の規定の準用>

1. この特約に別段の定めのない場合には、主約款および特約条項の規定を準用します。

■この特約の主な内容

この特約は、クレジットカードによる保険料の払込を可能とすることを主な内容とするものです。

第1条<特約の締結>

1. この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結または更新の際、保険契約者から会社の指定するクレジットカード(以下「クレジットカード」といいます。)により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して締結します。
2. この特約を付加した保険契約の保険料の払込は、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、クレジットカードにより行うものとします。
3. 第1項のクレジットカードは、保険契約者が、会社の指定するクレジットカード発行会社(以下「カード会社」といいます。)との間で締結された会員規約等(以下「会員規約等」といいます。)に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限りです。
4. 会社は、この特約の締結に際して、カード会社にクレジットカードの有効性の確認を行うものとします。
5. 会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込にクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱を行います。

第2条<保険料の払込>

1. 保険料は、会社がクレジットカードの有効性および利用限度額内であることの確認を行った上で、カード会社に保険料を請求した日に、払い込みがあったものとします。
2. 同一のクレジットカードにより2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合には、保険料の合計額をカード会社に請求します。
3. 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしがが、保険料相当額をカード会社に支払うことを要します。
4. 会社がクレジットカードの有効性および利用限度額内であることの確認を行った後でも、次のすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料については、第1項の規定は適用しません。

(1) 会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと

(2) 保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと

5. 前項の場合、会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。
6. 第1項の請求の際に、会社がクレジットカードの有効性および利用限度額内であることを確認できない場合には、次のとおり取り扱います。
 - (1) 翌月分の保険料を請求する日に翌月分の保険料と合わせて2か月分の合計額についてクレジットカードの有効性および利用限度額内であることの確認を行い、カード会社に請求します。
 - (2) 前号の場合で、翌月分の保険料を請求する日にもクレジットカードの有効性および利用限度額内であることが確認できないときは、保険契約者は、その日の翌日からその月の末日までに保険料を会社に払い込んでください。
7. 前項の場合で、会社がクレジットカードの有効性を確認できないときは、保険契約者は、クレジットカードを他のクレジットカードに変更することを要します。

第3条<クレジットカードの変更>

1. 保険契約者は、クレジットカードを他のクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ会社に申し出てください。
2. 本条の変更については、第1条<特約の締結>第3項および第4項の規定を準用します。

第4条<特約の解約>

1. 保険契約者は、将来に向かって、いつでもこの特約を解約して、以後のクレジットカードによる保険料の払込を中止することができます。

第5条<特約の消滅>

1. 次の事由に該当したときは、この特約は消滅します。
 - (1) 保険契約が消滅したとき
 - (2) 保険契約が失効したとき

第6条<主約款の規定の準用>

1. この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準

用します。

第7条<保険料の払込にポイントを利用する場合の特則>

1. 保険契約者は、会社の定めるところにより、第1回保険料(保険料払込方法(回数)が年払の場合は年払保険料)の全部または一部の払込に、会社の提携するポイント発行企業が発行するポイント(以下「ポイント」といいます。)を利用することができます。
2. 会社は、保険契約者がポイントを利用したことを確認できた場合、ポイントを利用した時にそのポイントに対応する保険料相当額が払い込まれたものとして取り扱います。
3. 払込期月の第2条<保険料の払込>第1項に定める請求日前にポイントに対応する保険料相当額が払い込まれた場合でも、会社は、保険料相当額をその請求日に保険料に充当します。
4. 保険料の一部の払込にポイントを利用する場合、保険料相当額の残額はクレジットカードにより払い込むことを要し、保険料相当額全額の払込があったことをもって、保険料に充当します。

第1条<特約の締結>

- この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者からの申出を受けて、会社の定めるところにより、主契約に付加して締結します。

第2条<責任開始日および始期日>

- この特約が付加された保険契約の場合、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)の規定にかかわらず、主契約の責任開始日および始期日は次の各号に定めるとおとします。
 - 責任開始日は、始期日の属する月の翌月1日とします。ただし、始期日が1日のときは始期日と同日とします。
 - 始期日は、会社の定める日とします。

第3条<主約款の規定の準用>

- この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第1条<独立責任>

- この特約が付加された保険契約は、保険証券記載の保険会社による共同保険契約であって、保険証券記載の保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金もしくは給付金(以下「保険金等」といいます。)の額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

第2条<幹事保険会社の行う事項>

- 保険契約者が保険契約締結の際および締結後において幹事保険会社として指名した保険会社は、保険証券記載のすべての保険会社のために次の各号に掲げる事項を行います。

(1)	保険契約申込書の受領もしくは保険契約申込に係る所要事項の受信または保険証券等の発行および交付
(2)	保険料の取納および受領または返戻
(3)	保険契約の内容の変更に係る書類等の受領または保険契約の解除
(4)	保険契約上の規定に基づく告知に係る書類等の受領もしくは告知に係る所要事項の受信または通知に係る書類等の受領
(5)	保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承諾または保険金等の請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承諾
(6)	保険契約に係る変更手続完了の通知
(7)	保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
(8)	事故発生もしくは損害発生の通知に係る書類等の受領または保険金等の請求に関する書類等の受領
(9)	保険金等を支払うために必要な確認・照会・調査、損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および保険証券記載の保険会社の権利の保全

(10)	(1) から (9) までの事務または業務に関し、会社の承諾が必要な場合の諾否の決定
(11)	(1) から (9) までの事務または業務に付随する事項

2. 前項の幹事保険会社の指名は、前項各号ごとまたは前項各号の一部ごとに行うことができるものとします。

第3条<幹事保険会社の行為の効果>

1. この特約が付加された保険契約に関し幹事保険会社が行った第2条<幹事保険会社の行う事項>第1項各号に掲げる事項は、保険証券記載のすべての保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条<保険契約者等の行為の効果>

1. この特約が付加された保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載のすべての保険会社に対して行われたものとみなします。



ご契約に関する照会・各種手続き・
保険金に関するお問い合わせ、ご請求はこちらへ

ご契約者様サポートセンター

TEL  通話料
無料 0800-888-8163

受付時間 ● 午前9時～午後6時(土・日・祝・年末年始等の休業日を除く)

資料請求・ご加入に関するお問い合わせはこちらへ

SBIいきいき少短コールセンター

TEL  通話料
無料 0120-74-8164

受付時間 ● 午前9時～午後7時(日・祝・年末年始等の休業日を除く)

苦情のお申し出およびご意見・ご相談はこちらへ

お客様苦情・相談窓口

TEL  通話料
無料 0120-19-0703

受付時間 ● 午前10時～午後6時(土・日・祝・年末年始等の休業日を除く)

FAXでのお問い合わせはこちらへ

FAX  通信料
無料 0120-74-8165

受付時間 ● 24時間受付

SBI いきいき少短

SBIいきいき少額短期保険株式会社
東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー

SBI リスタ少短

SBIリスタ少額短期保険株式会社
東京都港区六本木1-6-1 泉ガーデンタワー